

令和2年

1月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和2年1月定例総会 会議録

1 日 時 令和2年1月14日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市役所 703号室

### 3 出席委員（28名）

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員	番		委員
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
19番	五十嵐弘樹	委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

### 4 欠席委員（なし）

### 5 事務局職員出席者

事務局長 藤井昌道 事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子  
主事 本間瑛帆  
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

### 6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

### 7 議 事

議第 1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について  
議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第 4号 特例事業による農用地の買入協議について  
議第 5号 農用地利用集積計画について

---

## 開 会

(午前 9時30分 開会)

○藤井事務局長

それでは、ただいまから令和元年11月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会に当たり、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

( 挨拶 )

○藤井事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。  
五十嵐会長、よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。  
本日の欠席はおりません。定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。  
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

---

### ◎議事録録署名委員選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。  
議事録署名委員に、9番、土田治夫委員、10番、佐藤浩良委員の両名をお願いいたします。

---

### ◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について、事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理についてが16件、2番、農地法第5条届出書の受理についてが1件、3番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが6件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが50件、以上73件につきまして報告をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

## 議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてということで、議案書の19ページからになりますのでよろしくお願いします。

最初に、今回のこの議案、上程に係る経緯につきまして、簡単ではありますが、ご説明をさせていただきますと思います。

昨年10月ですけれども、農業委員会における農地転用に係る収賄容疑等ということで、不祥事が続けて発生しました。その旨、皆様方には連絡をしまして、注意喚起につきましてご協力をいただいていたところでございます。

このことを踏まえて、これも昨年になりますけれども、令和元年度の全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議し、改めて組織としての綱紀粛正の徹底を図っていくということを確認したところでございます。

その後の最新の動きといたしまして、全国農業会議所からですが、この本申し合わせ決議の趣旨に則って、ことしの1月までの農業委員会総会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、これを管内全ての農業委員会で、その決議の実施について行ってくださいという依頼があったということでございます。言うまでもなく、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公平公正な職務遂行、とりわけ農政の適正執行に努めなければなりません。こうした綱紀保持の姿勢を強く打ち出すために、全国統一の行動をとっていただきたいということでもございました。

その内容につきましては、議案の20ページということになります。決議案ということで、ここにおさめさせていただいております。この文体につきましては、全国農業会議所からのひな型、参考例をもとに作成したものでございます。

なお、その内容につきましては、これから読み上げまして、その説明とさせていただきますのでよろしくお願いします。

(議案書読み上げ)

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま局長のほうから説明いただきました。

それでは、第1号議案について質疑に入ります。ご質問、ご意見がある方、よろしくお願いいたします。  
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第1号については決議することといたします。

続きまして……

(「議長」と呼ぶ者あり)

○藤井事務局長

ただいま決議いただきまして、どうもありがとうございました。補足として、少し追加させていた

できます。

まず、今回、決議いただきました。これも全国農業会議所からの大分前に入っているわけでございますけれども、まずその決議につきまして、今年度から説明しました。令和2年度以降の実施についても、毎年度1回以上行ってくださいということがこれも言われておりますので、これも行っていく必要があるということが一つ。

それから、先ほどその決議の内容の中で、研修というお話がございました。

これについては、ことしの2月以降だと思うんですけれども、全国農業会議所のほうで、研修についてビデオのほうを撮って、一応これを全国農業会議所のホームページから自由に閲覧できるように予定しているという内容の文書が入っておりまして、これについては少し全国農業会議所と打ち合わせをしながら、できればCDRか何かに撮っていただいて、そういったものを使って、ビデオを使いながら研修ということにつきましても今後考えていく必要があるかなということで、事務局としても捉えているところでございます。

あわせて説明をさせていただきました。

#### ○五十嵐直太郎 議長

たった今、法令遵守について局長のほうから補足がございました。

全国農業会議所、全国の委員会が力を合わせて、これはいま一度決議すればいいというんじゃないかと、繰り返しやってくださいと、研修もどこかに挟んでやってくださいということのようですので、そのように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

### 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

それでは、続きまして、議第2号に移ります。

農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

#### ○藤井事務局長

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、5件の申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明をいたします。

#### ○阿彦農地主査兼係長

それでは、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田1番、同じ世帯どうし親子で年金を伴わない経営移譲ということで、使用貸借期間10年の設定となります。農業者年金への影響はございません。

続いて、酒田2番、同じ世帯、こちらも親子になります。年金への影響はなく、こちらも同じく年金を伴わない経営移譲ということで、10年の使用貸借期間の設定となるものです。

酒田3番、宮内の畑2筆につきまして、相手方の要望によつての所有権移転でございます。

なお、別添資料をごらんいただきますと、8ページ目にございますが、10アール当たりの対価について27万円、総額では12万円でのやりとりとなるものです。

なお、こちらの農地については青地でありますけれども、受け人が認定農業者ではなく、またあつせん基準を満たさないため、3条での売買となるものでございます。

それでは、議案書22ページお開きください。八幡、お願いします。

#### ○八幡総合支所 石塚専門員

それでは、八幡について申し上げます。

八幡1番、親子での農業者年金を伴わない経営移譲ということで、20年の使用貸借を結んでいる内容でございます。

八幡2番につきましては、市条の畑4筆につきまして出し手側の要望により相手方の要望ということでの所有権移転、贈与になります。

なお、この農地につきましては、渡人がなかなか管理できないということで、隣接の畑を持ってい

る受け人のほうに、無償で贈与して管理をしていただきたいということで、このような契約になったようでございます。  
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

1月8日に、第4班による農地調査委員会を行っております。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に異議のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など、補足的説明があれば最初にお問い合わせいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お問い合わせいたします。  
どうぞ。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎ですけれども、八幡2番の贈与についてお伺いしたいんですけれども、実は、うちのほうでも畑とかそういったところで、管理できないから誰かもらってくれる人だったら幾らでもいいからということで、相談が結構あるわけです。そういった中で、贈与といった場合の話の進め方と、また結局、青地と白地の関係もあるみたいですので、その辺の進め方とか、これから何か参考になるようなことがありましたら教えてください。

○五十嵐直太郎 議長

じゃ、事務局のほうお問い合わせいたします。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

今回の八幡2番の案件につきましては、渡人が父からの相続ということで受けた農地のようでして、渡人ご本人ではどうしても耕作が非常に困難だということがあったものですから、どなたか耕作していただければありがたいということのもので、隣接農地を受け人のほうにお話をしたら、自分がやってもいいというようなお話になったということで、無償でもいいからという、そういう形で両者の意向が合致したものですから、今回は贈与という形になったようでございます。ほかの案件の例になるかわかりませんが、今回はどうしてもご本人が耕作できないという理由から、このような贈与のものになったということでお聞きしております。  
以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。  
じゃ、主査のほうお願いします。

○阿彦農地主査兼係長

今、柿崎委員のほうから、例えば取り扱いの仕方についてという話もあったかと思っておりますので補足いたしますと、午後からの最適化委員会で事例別にその内容をご説明しようかと思っております。

資料もご用意しておりますので、そのときにお話しさせていただければと思います。  
よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

じゃ、委員、午後から詳しく資料を提出しながらやりたいということですので、そちらのほうでお願いできればと思います。

じゃ、そのほか何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第2号については許可決定といたします。

---

### 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、1件の申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書の23ページをごらんください。

農地法第5条の規定による許可申請についての酒田1番です。申請事由としては砂採取の案件でございます。

1年間の一時転用としての賃貸借となるものでございまして、農地地区分が青地でございます。また、採取量は7万7,640立米を予定してございます。

なお、別添資料をお開きいただきたいと思います。2ページ、3ページに位置図、字切図、全体計画図が載っております。

また、6ページ以降に、該当農地についての営農の確約書がつけてございますので、あわせてごらんください。

状況としては、位置図のほうをごらんいただきたいと思います。十坂小学校を西に行ったところでございます。そして、何度かこの箇所を採取してございますので、皆様、ご記憶もあろうかと思っておりますけれども、3ページの全体計画図ごらんいただきますとおり、今回が7期目に当たるものでございます。全体計画図の下のほうに市道が通っております。この市道に接続するように、今回この搬出路を設定して、下側から上のほうに向かって小高く傾斜がついて丘状になっているんですけれども、そちらをフラットにする計画での採取予定となっております。詳しくは、後ほどスライドを見ながらご説明したいと思います。

なお、こちら参考に申し上げますと、5期目が昨年5月、6期目が昨年8月に採取した箇所になってございまして、こちら全域については、平成28年8月に予備調査が済んでいるところでございます。なお、こちらのほうは議事参与の案件となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、スライドのほうをご用意いたします。

(スライド準備)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長  
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員  
20番、飯塚です。  
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長  
5条許可申請の案件ではありますが、砂採取の案件でありますので、地元委員の報告は割愛いたします。それでは、質疑に入ります。  
本議案は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限として、24番、五十嵐亨委員が該当いたします。  
五十嵐亨委員には退席を求め、暫時休憩いたします。

午前 10時 10分 休憩  
午前 10時 12分 再開

○五十嵐直太郎 議長  
再開いたします。質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
ご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長  
異議ないようですので、議第3号については許可決定といたします。  
ここで24番、五十嵐亨委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前 10時 13分 休憩  
午前 10時 14分 再開

○五十嵐直太郎 議長  
それでは、再開します。

---

#### 議第4号 特例事業による農用地の買入協議について

続きまして、議第4号 特例事業による農用地の買入協議についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○藤井事務局長  
議第4号 特例事業による農用地の買入協議につきましては、1件のあっせんの申し出がありました。やまがた農業支援センターによる買入協議の対象とすることの可否を決定しようとするものであります。詳細について説明をいたします。



○阿彦農地主査兼係長

では、議案書の24ページになります。

特例事業による農用地の買入協議についてです。

1番、申出人の10筆の土地を支援センターのほうに売り渡すことの協議になるものでございます。所在については、新堀の字船附部分が3筆、新堀の字惣実部分が残りの7筆となっております。また、字船附部分についての10アール当たりの対価が48万6,700円、惣実部分については50万円ということでの予定となっております。船附部分の総額は172万円、惣実部分が89万1,600円の対価になるものでございます。

なお、こちら通常、農業経営基盤強化促進法による売買の特別控除額としては800万円までとなっているものです。今回それを上回る総額で売り渡し予定でございまして、それをやまがた農業支援センターが買い入れることで1,200万円までの特別控除が適用できるようになるため、その申し入れを行うものでございます。

今後の流れとしては、今回可決されました後、市長名でセンターとの協議を行いまして、整えば来月総会に利用集積案件を上程いたしますので、その場合の公告予定日がこの令和2年2月18日ということでございます。

ご審議よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

特例事業による農用地の買入協議については、農地調査委員会では、買入れ協議の対象とすることに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第4号 特例事業による農用地の買入協議について、その対象とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第4号 特例事業による農用地の買入協議について、買入れ協議の対象とすることといたします。

---

## 議第5号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第5号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局より説明を願います。

○藤井事務局長

議第5号 農用地利用集積計画につきましては、1番、一般事業(1)所有権の移転が4件、(2)利用権の設定が170件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。詳細につきまして説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、25ページになります。

農用地利用集積計画について、1番、一般事業（1）所有権の移転です。公告予定日は1月17日の予定でございます。

中平田1番、勝保関の畑1筆につきまして、10アール当たり対価18万4,501円、総額10万円での売買となる予定です。移転時期、支払い時期は1月24日を予定しております。

続きまして、酒田1番、酒田2番、関連でございます。

酒田1番、遊摺部の田1筆につきまして、10アール当たり対価が59万6,000円での売買となります。

移転時期、支払い時期は1月20日を予定しております。

あわせまして、酒田2番についてです。酒田1番、2番とも先ほど18条6項で解約が行われたものになっておりまして、酒田2番の土地の表示につきましては、遊摺部の田と畑、砂越の畑につきまして、10アール当たり対価が57万2,000円での1月20日の移転時期、支払い時期の売買予定となるものがございます。八幡お願いいたします。

○八幡総合支所 石塚専門員

八幡、申し上げます。

八幡1番、草津宇湯ノ台の畑1筆を10アール当たり10万円、総額114万5,800円、移転時期、支払い時期は、1月31日を予定しているところでございます。

以上でございます。

○阿彦農地主査兼係長

続いて、26ページをお開きください。

1番、一般事業の（2）利用権の設定です。公告予定日は1月17日の予定です。

なお、今回、案件、件数が多いため、10アール当たり賃借料が1万1,000円を基本としての説明をさせていただきたいと思っております。1万1,000円の賃借料についての説明は割愛させていただきまして、それ以外についてご説明をいたします。

それでは、南遊佐1番から申し上げます。

こちらの賃借料は、米が44キロという予定での10年の更新契約です。なお、米の生産ベース価格が60キロ当たり1万5,500円として考えた場合ですと、10アール当たりは1万1,366円に換算されるものとなっております。

南遊佐2番についても同じ借り受け人ですが、同じ賃借料設定の10年契約となっております。

続いて、南遊佐3番、南遊佐4番、南遊佐5番、こちらは5年、5年、2年の契約年数でございます。南遊佐5番は新規の契約でございます。

なお、こちらは、先ほど18条6項で解約されたものの残年数となっております。

次のページ、南遊佐6番、こちらも18条6項の残年数の6年契約で新規の契約です。

続いて、西荒瀬の1番、2番、3番、4番とも10年の更新契約となっております。お目通しをお願いいたします。次のページお開きください。

西荒瀬5番は20年の更新契約です。西荒瀬6番は10年の更新契約です。西荒瀬7番、8番、9番と同じ借り受け人でございます。先ほど18条6項で一旦解約したものを今月、息子さんへの経営移譲ということでの移転契約になります。契約の年数は、先ほど18条6項の残年数となりまして、西荒瀬7番が4年、8番が2年、9番が4年となっております。

次のページ、西荒瀬10番は10年の更新契約です。西荒瀬11番、10年の更新契約です。

西荒瀬12番、こちらは20年の更新契約です。西荒瀬13番、10年の更新契約ですが、賃借料に4,000円が混在しております。

西荒瀬14番、10年の新規契約、みどり農協を通しての新規契約となりまして、1,000円の賃借料が混在してございます。なお、こちら1,000円の箇所につきましては、地目が田となっておりますが、現況は畑ということでございます。30ページをお開きください。

西荒瀬15番は10年の更新契約です。西荒瀬16番、こちらは9年の更新契約です。

西荒瀬17番、18番、19番とも10年の更新契約でございます。

次のページ、西荒瀬20番、こちらも10年の更新契約です。西荒瀬21番、22番、23番とも10年の更新契約となります。

西荒瀬24番は10年の移転契約です。先ほど、18条6項で解約したものをこのたび息子さんへ移転を

行うものでございます。次のページです。

西荒瀬25番、こちらが先ほど解約したものをこのたび期間延長で20年の契約となるものでございます。

続いて、本楯1番が息子さんへの移転に伴うものでして、18条6項の残期間設定7年の契約です。本楯2番、3番、4番、次のページ、5番、6番、7番まで同じ受け人でございます。こちらも事由としては、息子さんへの移転に伴うものでございまして、契約期間が18条6項の残年数の6年、3年、3年、次のページ、1年、10年、10年となるものでございます。

次のページの真ん中ほど、本楯8番、9番とも同じ受け人でございます。18条6項で今回解約したものを受け手変更して、再度設定するものでございます。本楯8番が5年、9番が9年の新規契約となるものでございます。

34ページになります。本楯10番、本楯11番と、先ほどの18条6項の契約の残年数となるものでございまして、本楯10番が9年、11番が6年の新規契約となります。

続いて、本楯12番、本楯13番、本楯14番が10年の更新契約となります。

次のページ、上田の1番です。上田の2番、上田の3番とも更新契約で5年の契約となるものでございます。

上田の4番については10年の更新契約です。上田の5番も同様です。

36ページをお開きください。

上田の6番も10年の更新契約です。上田の7番は10年の新規契約となります。みどり農協を通して契約となります。

上田の8番、上田の9番、更新契約ですが、契約年数がそれぞれ7年となるものでございます。その下、北平田1番です。先ほどの18条6項解約によりまして、息子さんへ移転するためのものとなってございます。契約年数は7年でございます。37ページになります。

北平田2番、こちらは親戚同士の契約になります。管理耕作を行っていただくために、賃借料はゼロ円の設定で10年間の更新となります。

北平田3番、こちらも息子さんへ移転の契約となりまして、18条6項の残年数の6年の設定となっております。

東平田1番につきましては更新契約になっています。両者の意向によりまして、7年の契約年数、1万2,000円の賃借料ということでございます。

その下、東平田の2番は10年の更新契約です。

東平田の3番は5年の更新契約となりまして、賃借料については総額で申し上げますと、総額が1万1,000円となることの割り返しとなっております。38ページごらんください。

中平田1番は更新契約です。5年の設定です。中平田2番は新規の契約です。9年の設定です。みどり農協を通して契約いたします。

中平田3番は、息子さんへの移転契約となりまして7年の設定です。中平田4番、みどり農協を通して10年の新規の契約です。

酒田1番は更新の契約です。9年の設定となります。

39ページ、酒田2番も9年の設定の更新契約です。

酒田3番は10年の更新契約、酒田4番から、その下の酒田6番、次のページの酒田7番まで同じ受け人となりまして、経営移譲による息子さんへの移転の契約で、年数が酒田4番が3年、酒田5番が3年、酒田6番が1年、次のページですが、酒田7番が5年の設定となっております。

続きまして、40ページの新堀1番、10年の更新契約です。

新堀2番、新堀3番、新堀4番も10年の更新契約です。41ページです。

新堀5番は10年の新規契約です。みどり農協を通します。

新堀6番は10年の新規契約、こちらもみどり農協通しです。

新堀7番も同様に10年のみどり農協を通し、新規の契約です。新堀8番は10年の更新契約です。

新堀9番は息子さんへの移転の契約です。8年の契約、移転になります。42ページです。

新堀10番は、先ほど18条6項での契約期間の残年数設定となります。みどり農協を通して2年の新規契約となります。

新堀11番も同様に、3年の新規契約となります。新堀12番は更新の10年です。6,000円の設定となっております。

新堀13番、広野1番は10年の更新契約となりますが、新堀13番のほうには、6,000円と3,000円の賃借料が混在しております。43ページになります。

広野 2 番、10年の更新契約です。袖浦 1 番、10年の更新契約となりまして、賃借料が米が17.7キロ、地目は畑になっておりまして、先ほど申し上げました60キロ 1 万5,500円で換算に直しますと、10アールあたり457円ということになります。総額で、米30キロ相当額ということでの賃借料設定になっているものでございます。酒田は以上です。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

引き続き、八幡を申し上げます。

43ページ、八幡 1 番から50ページの八幡42番まで、受け手が同じ農事組合法人のもので、全て同じ契約内容になります。5年の更新になります。

それでは、続いて50ページの八幡43番から申し上げます。

八幡43番につきましては3,000円の5年の更新になります。八幡44番が10年の更新ですが、米43キロと米20キロという物納でございますが、米43キロといたしますと、10アール当たり 1 万1,109円になりますし、米20キロで5,167円という内容になります。

八幡45番につきましては3年の更新、51ページ、八幡46番につきましては8,000円の3年の更新になります。

八幡47番から50番については、先ほど18条の6の解約のありました受け手の変更に伴う10年の設定の内容でございます。八幡50番につきましては、受け手と農協さんとの間の部分の移転でございますが、7年の移転という内容でございます。

八幡51番につきましては、9,000円の5年の新規契約です。52ページをごらんください。

52番につきましては、10年の新規。53番、54番につきましては同じ受け人でございますが、直接契約から農協通しに切替ということで、10年になります。

八幡55番につきましては5年の新規。56番につきましては、56番、57番、同じ貸し手になりますが、3年の更新になります。53ページをごらんください。

58番につきましては、9,000円の10年の新規。

59番は6,000円、3,000円、1,000円の7年のJAを通しての切り替えの内容でございます。

60番につきましては3年の更新。61番につきましては10年の更新。62番につきましても10年の更新。

63番につきましては、直接契約から農協通しへ切替の10年でございます。

64番につきましては 10年の11,000円の更新でございます。

八幡は以上でございます。

○ 平田総合支所 五十嵐主査

続きまして、平田お願いします。

平田 1 番、こちら6,000円、5年の更新です。平田 2 番、こちら6,000円、10年の更新です。

平田 3 番です。平田はこの3番だけが新規になります。平田 3 番、米22.5キロで、5年の新規です。米を60キロ 1 万5,500円で換算いたしますと、約5,800円ほどになります。

続きまして、平田 4 番と 5 番、同じ受け人になります。どちらも5年の更新です。

平田 4 番が 1 万円と4,000円、平田 5 番が 1 万円と9,000円の賃借料になります。

次のページをお願いします。

平田 6 番から 9 番まで同じ受け人になりまして、全て5年の更新です。

平田 6 番が6,000円、平田 7 番が9,000円と7,000円、平田 8 番が7,000円、平田 9 番、1 万1,000円の賃借料になります。

平田10番です。2,000円、5年の更新です。次のページをお願いします。

平田11番、こちらゼロ円と3,000円、7年の更新になります。このゼロ円の設定につきましては、前回と同様にゼロ円での更新になっております。

平田12番、9,000円、10年更新です。

平田13番、14番、関連です。渡し人が同じ世帯、受け人が同じ方になります。それぞれ10年の更新になりますが、13番については賃借料がゼロ円、14番については6,000円の賃借料です。

平田15番、1 万1,000円、3年の更新になります。平田16番、ゼロ円と 1 万1,000円で10年の更新です。平田17番、9,000円、10年の更新です。

平田18番、1 万1,000円の5年の更新になります。こちら周期の年を「7年」に訂正をお願いいたします。

続きまして、平田19番、1 万1,000円、10年更新です。以上です。

○五十嵐直太郎 議長  
それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員  
20番、飯塚です。  
議第5号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長  
議案の件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。2分ほど黙読をお願いいたします。

( 黙 読 )

再開いたします。  
それでは、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。  
議事参与の制限に、8番、池田良之委員、20番、飯塚将人委員が該当する案件がありますので、2名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前 10時 34分 休憩  
午前 10時 34分 再開

○五十嵐直太郎 議長  
再開いたします。質疑に入ります。  
議案34ページの本楯11番と議案53ページの八幡62番について、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。  
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
本楯11番と八幡62番について計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長  
異議ないようですので、本楯11番と八幡62番について計画決定といたします。  
ここで、8番、池田良之委員、20番、飯塚将人委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前 10時 36分 休憩  
午前 10時 36分 再開

○五十嵐直太郎 議長  
再開いたします。  
続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。  
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かご質問ございませんか。  
どうぞ。

○26番 関口友子委員  
26番、関口ですけれども、25ページの八幡1番、もう少しかいつまんで説明をお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま関口委員から、八幡1番の売買について、東京在住の方のこの案件の中身、もう少々説明願いたいということですのでお願いします。

○八幡総合支所 石塚専門員

八幡1番の案件につきましては、受け人は八幡の湯ノ台においてブドウの栽培をこれまでもやってきておる方でございます。農地の要件のところがありましたように、4haほどの農地で今までブドウの苗を栽培していきまして、今回の湯ノ台地区の畑を新たに1万1,000㎡ほど求めながら、ブドウの栽培を拡大するということでもあります。将来的にはブドウの醸造もやりたいというように考えているということも聞いております。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ちょっと休憩します。

午前 10時 40分 休憩

午前 10時 45分 再開

○五十嵐直太郎 議長

議事を再開いたします。

ただいま休憩時間の前に、関口委員から質問ありました、事務局の石塚さんから説明していただきました。そのほか何かご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第5号については全て計画決定となりました。

---

## 閉 会

以上をもちまして令和2年1月定例総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前 10時 46分 閉会)